

令和元年度第 1 回環境審議会ご意見とその対応について

番号	意見	部会報告での対応
1	国のエネルギーミックスに頼る部分が大きくなっており、国の方針がうまくいかなければ、市の目標も達成できません。 再生可能エネルギーの促進や吸収源、廃棄物対策等の自分たちの努力でコントロールできるレベルのことを記載した方が良いのではないのでしょうか。それが地域の計画の意味ではないのでしょうか。	国の地球温暖化対策計画と整合を図るため、エネルギーミックスによる電力会社の排出係数で 18%の削減と、施策などによる自助努力の分 22%と積算しております。 また、「市民や事業者のみなさんによる身近で具体的な取組」を冒頭のページ番号のないところへ記載
2	適応策が SDGs 的ではない 生物多様性の位置づけなど	P39 統合的な表現とし、最下部に図を挿入
3	4 章、5 章が短く、市民や事業者に渡った時に「何をせよ」というのが見えない	1 と同様に「市民や事業者のみなさんによる身近で具体的な取組」を冒頭のページ番号のないところへ記載 (適応策・緩和策)
4	緩和と適応について、日常生活のなかでどう気を付けるか、項目別に書いていただければと分かりやすい	
5	ヒートアイランドと温暖化は、発生のメカニズムは違いますが現象としては似ており、対策としても似ているところがある。蓄熱・廃熱対策の方法についても書いて欲しい	P46 (4) 健康・市民生活本文及び適応策に記載
6	第 2 章についてデータが多いと思います。グラフは後ろに持ってきて、温暖化の状況の結果だけ記載してはいかが	第 2 章の一部は資料編へ整理し、冒頭に概要を追加
7	全体的にかなり細かいという印象。普通の計画は、体系図や目標があり、現状についてはそれほど細くない。 適応策については、もう少し踏み込んだ内容として、市民向けとして最初に分かりやすい図があれば。	
8	「産業部門からの CO ₂ 排出量が非常に多い」とあるが、産業部門からの CO ₂ 排出量の削減については、34 ページの内容くらいしか見当たらず、あまり具体的ではない。	1 と同様に「市民や事業者のみなさんによる身近で具体的な取組」を冒頭のページ番号のないところへ記載 (適応策・緩和策)
9	丘陵地が開発されて工場が建ったり住宅地の分譲。丘陵開発が終わりにならないか。神於山でこれだけ裸地が増えると外来種が来たり、フクロウが餌場を無くして繁殖できなくなったりするのではないかと懸念。市街地には空き家が増加。	P8 本市の動向 (2) に追記

10	新しい家は、どこも車を前に止めることができ、コンクリート舗装になっている。庭木が無い家もある。岸和田で、家には必ず木を植えること、という決まりはできないか。マンションなら住民の数の本数の木ということになります。 自分の家にはブロック塀にナツヅタがあり、夏に温度が下がる。また、グリーンカーテンをして、落葉樹も植えている。家の中からいつも緑が見え、風が入る。夏場にもエアコンを使わない。緑を増やすためになんとかできないか。	1と同様に「市民や事業者のみなさんによる身近で具体的な取組」を冒頭のページ番号のないところへ記載 (適応策・緩和策)
11	広報誌に、温暖化対策としてこういうことをしています、ということを一般市民や企業が紹介するスペースを毎号作ってはどうか。	策定後、啓発(手段・手法)を工夫したい
12	ため池から水が流れる溝は、埋まってしまい溝とも言えない状況となっており、水利組合も整備していない。	農業用ため池の適切な情報把握と災害防止等が求められており、今後調査が進み適正管理が期待される
13	災害の時の経験を活かして次の災害の時に合理的にごみ処理できるように、日常生活の基本からなにか考えられないか	P47 主な適応策に災害廃棄物処理計画等の策定を推進と記述しており、その計画の中で反映される
14	太陽光パネルが田んぼにあることがあり、豪雨の時には人命に影響があり危険。	P31 最下部へ記載
15	6ページの地域循環共生圏の図について、岸和田版で示せればより分かりやすい	表紙に記載
16	本市の気候変化と将来予測について予測方法を記載して欲しい	P21 最下部へ記載
17	適応策は、全て行政が関与するとされています。しかし、例えば自主防災組織など、実際には関与しないところもあると思います。適応策について行政が全てやるということの良いのか。市民や事業者独自でできることを追加しては。	1と同様に「市民や事業者のみなさんによる身近で具体的な取組」を冒頭のページ番号のないところへ記載 (適応策・緩和策)
18	推進体制に市長トップダウンのタスクフォースを記載して、各部分に各局の名前を書くぐらいしっかりと協議体制を作っていただきたい	現在の推進体制は、副市長をトップに岸和田市環境計画等推進のための組織及び運営に関する要綱により運用しているが、市長トップダウンの推進体制へ変更予定